令和元年度

事務事業実績

人事局総務サービス課

目　　　　　　　　次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 頁 |
| 管理・企画グループ | ・・・・・・・・・・・・ | 73 |
| 給与支給グループ | ・・・・・・・・・・・・ | 78 |
| 福利厚生・認定グループ | ・・・・・・・・・・・・ | 81 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

管理・企画グループ

**１　勤務管理システム等の運用等**

勤務管理、非常勤雇用、職員証・徽章、旅費、被服貸与に係るシステムの維持管理を行うとともに、制度改正等に応じてシステムの追加・改修等を行い、操作方法等の周知に努めた。

**２　職員証の交付**

1. 職員証の交付

令和元年度採用者等に大阪府職員証を次のとおり交付又は再交付した。

交　付　数　　　　　　　　６６５枚

再交付数　　　　　　　　１６４枚

　　根　拠　法　令

　　　○大阪府職員証規程

**３　職員徽章の交付**

　　令和元年度採用者等に大阪府職員徽章を次のとおり交付又は再交付した。

　　平成３０年度末　在庫数　 １,５９２　個

　　令和元年度　　　作成数　　 　６００　個

　　令和元年度　　 交付数　　　 ６１４　個

　　令和元年度　　　再交付数　　　 ６７　個

　　令和元年度末　　残数　　　１，６７８ 個

（返還分のうち再利用可能１６７個を含む）

　　根　拠　法　令

○大阪府職員徽章規程

**４　職員被服の貸与に関すること**

1. 被服貸与対象業務

　　守衛業務ほか２８業務

1. 被服購入実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 令和元年度 |
| 購　入　数 | 5,533点 | 5,840点 | 5,951点 |
| 執　行　額 | 20,614,402円 | 21,203,974円 | 21,168,939円 |

　※平成29年度に執行した都市整備部からの依頼に基づく購入分は含まない。

根　拠　法　令

　　○　大阪府職員被服貸与規程

**５　恩給等に関すること**

恩給法及び府吏員退隠料等条例等に基づき、受給権者に対して退隠料等を支給した。

　　（定期支給時期は、４月、７月、１０月、１２月の４回）

　　根　拠　法　令

　　〇　恩　給　法

　　〇　府吏員退隠料等条例

　　〇　府吏員退隠料等の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

　【給付実績等】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　　　度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 令和元年度 |
| 歳出予算（最終予算） | 38,396 | 31,807 | 27,174 |
| 決　算　額 | 34,481 | 27,558 | 20,485 |
| 給付実績 | 人数(人) | 34 | 25 | 23 |
| 件数(件) | 129 | 103 | 80 |
| 金額 | 34,481 | 27,558 | 20,485 |

退隠料等の支給内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 令和元年度 |
| 区　　分 | 人数 | 件数 | 金額 | 人数 | 件数 | 金額 | 人数 | 件数 | 金額 |
| 文　　官普通恩給 | 人1 | 件４ | 円1,861,200 | 人1 | 件1 | 円465,300 | 人0 | 件0 | 円0 |
| 府吏員退隠料 | 1 | 4 | 1,621,000 | 1 | 4 | 1,621,000 | 1 | 4 | 1,621,000 |
| 通　　算退職年金 | 2 | 8 | 559,948 | 2 | 8 | 559,810 | 2 | 8 | 560,374 |
| 計 | 4 | 16 | 4,042,148 | 4 | 13 | 2,646,110  | 3 | 12 | 2,181,374 |
| 文　官扶助料 | 11 | 41 | 14,403,600 | 8 | 34 | 11,915,225 | 6 | 26 | 7,269,650 |
| 府　吏　員遺族扶助料 | 15 | 51 | 13,753,500 | 11 | 44 | 11,853,400 | 8 | 34 | 9,491,400 |
| 通　　算遺族年金 | 4 | 14 | 931,926 | 2 | 8 | 379,978 | 2 | 4 | 380,362 |
| 計 | 30 | 106 | 29,089,026 | 21 | 86 | 24,148,603 | 16 | 64 | 17,141,412 |
| 未支給金等 | [7] | 7 | 1,349,122 | [4] | 4 | 763,222 | [4] | 4 | 1,161,707 |
| 計 | [7] | 7 | 1,349,122 | [4] | 4 | 763,222 | [4] | 4 | 1,161,707 |
| 合　　計 | 34 | 129 | 34,480,296 | 25 | 103 | 27,557,935 | 19 | 80 | 20,484,493 |

　**６　総務サービス運営包括業務に係る委託の契約**

　　総務事務システムの運営業務に係る契約については、平成２６年度に随意契約を締結したものであり、新しい稼働環境への移行作業を経て、平成２８年１月４日から運用を開始した。令和元年度は、システム運用・保守、コールセンターの運営、ＰＯＳ倉庫の運営や職員研修等の業務を行った。

・契約期間　平成２６年８月２９日～令和４年１月３日

・契約金額　４，４００，１４６，０９４円

・契約先　富士通株式会社

・執行状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　度 | ２９年度 | ３０年度 | 令和元年度 |
| システム運営業務 | 稼働環境整備業務 | うち、システム移行に係る部分 | - | - | - |
| うち、機器整備に係る部分 | - | - | - |
| システム運用業務 | 474,602,100 | 474,602,100 | 478,996,566 |
| 利用者サポート業務 | コールセンター整備・運営業務 | 70,093,668 | 70,093,668 | 70,742,682 |
| その他利用者サポート業務 | 7,873,272 | 7,873,272 | 7,946,172 |
| システム保守業務 | 46,267,465 | 46,213,799 | 36,849,848 |
| 合計 | 598,836,505 | 598,782,839 | 594,535,268 |

**７　制度変更等に対応した総務事務システム等の改修**

　　制度変更等に対応して総務事務システムの改修業務を行った。

1. 会計年度任用職員の制度導入に係る総務事務システム改修業務

・契約期間　令和元年５月２１日～令和２年３月３１日

・契約金額　１４７，６２０，０００円

・契約先　富士通株式会社

・執行状況　１４７，６２０，０００円

1. 臨時的任用職員の共済加入等に係る総務事務システム改修業務

・契約期間　令和元年７月３１日～令和２年３月３１日

・契約金額　７４，１４０，０００円

・契約先　富士通株式会社

・執行状況　７４，１４０，０００円

1. 非常勤職員通勤費の支出方法変更に係る総務事務システム改修業務

・契約期間　令和元年９月１７日～令和２年３月３１日

・契約金額　２６，５５４，０００円

・契約先　富士通株式会社

・執行状況　２６，５５４，０００円

**８　職員録の配付**

　　　令和元年６月１日現在の職員録を作成・配付した。

　　　　　印刷数　７６８冊（当課購入分のみ）

　　　　　他部局自主購入分（２７７冊）は所属替し、当課で一括支出

（合計１，０４５冊）

**９　非常勤職員の住民税特別徴収事務**

知事部局及び各行政委員会等に在籍する非常勤職員（府立学校及び警察部局を除く）のうち、要件を満たす職員を対象に、住民税の特別徴収を行った。

なお、非常勤職員に対する税額通知については512件（73市区町村）を、また、市区町村への給与支払報告書については5,231件（157市区町村）を報告処理した。

給与支給グループ

**１　給与支給業務**

（１）職員の給与の決定等

職員に対する給与の決定は、「職員の給与に関する条例」（昭和40年大阪府条例第35号）及び「技能労務職員の給与に関する規則」、人事委員会規則等に基づき、年１回の昇給期（１月１日）、昇格、給料表の適用を異にする異動等の給与決定や、採用時の初任給決定を行っている。

また、「職員の給与に関する条例」、「職員の育児休業等に関する条例」、「職員の給料に関する規則」（技能労務職員については、これらの規定の例）に基づき、復職時等における号給の調整を行っている。

なお、給与決定は、知事部局及び各行政委員会等に在籍する職員（府立学校及び警察部局を除く）について行っている。

（２）給与支給事務

職員に対する給与の支給は、「職員の給与に関する条例」（昭和40年大阪府条例第35号）、「職員の特殊勤務手当に関する条例」（平成10年大阪府条例第41号）、「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」（昭和39年大阪府条例第45号）、「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」（平成23年大阪府条例第5号）及び人事委員会規則等に基づき、財務関係法令に定める手続きに従って行っている。

給料及び職員手当等の支給については、企業会計部門（タウン推進局・中央卸売市場・下水道室及び流域下水道事務所）を除き、総務サービス課が給与の支出命令及び支給事務を行っている。

（３）住民税特別徴収事務

住民税の特別徴収については、事務の効率的処理を図るため、知事部局及び各行政委員会等に在籍する職員（府立学校及び警察部局を除く）に対して集中管理を実施して処理している。

なお、職員に対する税額通知については7,861件（121市区町村）を、また、市区町村への給与支払報告書については9,449件（126市区町村）を報告処理した。

（４）退職手当の支給に関する事務

総務サービス事業開始に伴い、退職手当事務を集中管理し、知事部局及び各行政委員会等に在籍する職員（府立学校及び警察部局を除く）の退職手当額の計算を行っている。

なお、支給事務については、企業会計部門（タウン推進局・中央卸売市場・下水道室及び流域下水道事務所）を除き支出処理を行っており、令和元年度の処理件数及び金額は次のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 人　　　　数 | 金　　　　額 |
| 特　別　退　職 | ３１人 | ６５５，０１８千円 |
| 定　年　退　職 | １６２人 | ３，５９３，５９１千円 |
| 普　通　退　職 | １１５人 | ６２２，８９８千円 |
| 特 別 職 | ３人 | １２，０３３千円 |
| 計 | ３１１人 | ４，８８３，５４０千円 |

　　　　※　普通退職には、任期満了、死亡、公務外傷病、失業者の退職手当を含む。

（５）職員の財産形成貯蓄に関する事務

職員の財産形成貯蓄とは、「勤労者財産形成促進法」（昭和46年法律第92号）に基づく貯蓄制度で、事業主である大阪府又は大阪府教育委員会が加入職員の給料又は期末･勤勉手当から積立金を控除して加入職員の契約金融機関に預入代行を行う制度となっている。

 　 この事務については、「職員の財産形成貯蓄に関する規程」（昭和63年訓職員第367号）及び同規程第24条の規定に基づき定められた「財形貯蓄事務取扱要領」に基づき処理している。

（６）派遣職員に係る派遣先団体との事務調整等に関すること

　　市町村や公益的法人などに派遣された職員の給与に係る掛金等の引去りについて、派遣先団体との連絡調整を行った。

派遣職員に対し、メール送信や福利厚生サービスサイトを活用した各種情報の提供を行った。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和2年3月31日現在)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 公共団体 | 公益的法人 | 営利法人 | 公立大学法人大阪 | 独立行政法人 | 合　計 |
| 派遣団体数 | ３３団体 | １９団体 | ７団体 | １団体 | ５団体 | ６５団体 |
| 派遣職員数 | ９０人 | １１９人 | ３１人 | ２０人 | ６８人 | ３２８人 |

（７）総務事務システム及び給与計算システムの管理

人事給与関連業務に関わる次のシステム及び給与計算システムについて関係機関との調整及び管理業務を行った。

なお、総務事務システムについては、引き続きシステムの操作性の検証や改修を行うため関係機関と調整を行った。

1. 昇給昇格システム（昇給・昇格）
2. 初任給システム（初任給決定）
3. 時間外勤務等システム（時間外勤務手当・特殊勤務手当・宿日直手当等）
4. 退職手当システム
5. 共通システム（口座管理・家族情報・職員の基本情報等）
6. 給与報告システム（給与支給に反映させるための報告）
7. 年末調整等システム（扶養控除・保険料控除・住民税関係）
8. 財形貯蓄システム
9. 管理職手当率報告システム（管理職手当率及び管理職加算率を給与報告に自動反映）

福利厚生・認定グループ

**１　地方職員共済組合に関する事務**

1. 事業目的

地方職員共済組合は、道府県の職員（公立学校及び教育委員会の職員、道府県警察の職員を除く。）の相互救済を目的として、その病気、負傷、出産、休業、災害、退職、傷害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付事業を行うとともに、これらの組合員及びその家族の福祉向上のための福祉事業等もあわせて行う。

1. 組織及び運営

　根　拠　法　令

　　　　〇　地方公務員等共済組合法

　　　　〇　地方公務員等共済組合法施行規程

　　　　〇　地方職員共済組合定款

　　　　〇　地方職員共済組合運営規則

　　　　〇　地方職員共済組合大阪府支部組織規程

　　　　〇　地方職員共済組合大阪府支部処務規程

　　　　〇　地方職員共済組合大阪府支部職員規程

■支部組織

支 部 長　　　 副支部長　　　事 務 長 　事務次長

 （知　事） 総務部担当　（総務ｻｰﾋﾞｽ課長）（総務ｻｰﾋﾞｽ課福利厚生・認定補佐）

　　　　　　　　 　　　　 副知事

　　　　　　　　　　　 人事局長

　　　　　支部に管理・企画、福利厚生・認定、健康管理の３グループが置かれている。

■支部運営審議会

委員数

　 組合員を代表する者以外の者　　４名

　 組合員を代表する者　　　　　　５名

■支部職員（事務長以下：令和２年３月３１日時点）

 府職員で併任している者　　　３２名（産休・育休除く）

■組合員数（地方公務員）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | H30.3.31 | H31.3.31 | R2.3.31現在 |
| 知事部局等 | 7,895名 | 7,870名 | 7,904名 |
| 地方独立行政法人 | 4,328名 | 4,487名 | 4,536名 |
| 職員労働組合 | 6名 | 5名 | 5名 |
| 共済組合 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 合　　　計 | 12,229名 | 12,362名 | 12,445名 |

■掛金及び負担金　　　　　　　　　 (令和2年3月31日現在　　単位：千分率)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　率　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区　分 | 掛　　　　　　金 | 負　　　担　　　金 |
| 給　　料 | 期末手当等 | 給　　料 | 期末手当等 |
|  | 43.18 | 43.18 | 43.18 | 43.18 |
|  | 1.18 | 1.18 | 1.18　　 | 1.18 |
| 育児休業手当金公的負担 | － | － | 0.05 | 0.05 |
|  | 7.39 | 7.39 | 7.39 | 7.39 |
| 厚生年金 | 91.50 | 91.50 | 91.50 | 91.50 |
| 退職等年金 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.5 |
| 経過的長期給付 | － | － | 0.1098 | 0.1098 |
| 基礎年金拠出金公的負担 | － | － | 39.7 | 39.7 |
|  | － | 33.0 |
|  | － | 1人当り年額　4,819円 |

 (3)事業内容

■短期給付事業

地方公務員等共済組合法第５３条及び第５４条並びに附則第１７条に規定する短期給付の給付状況は、次のとおりである。

（法 定 給 付）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  　年　度区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 件　数 | 支給額 (円)  | 件　数 | 支給額 (円) | 件　数 | 支給額 (円) |
| 医療給付 | 本　人 | 154,685 | 1,625,978,535 | 160,214 | 1,700,076,892 | 165,166 | 1,702,488,363 |
| 家　族 | 138,453 | 1,411,205,707 | 137,332 | 1,389,350,747 | 136,889 | 1,434,400,471 |
| 出産費 | 238 | 102,140,376 | 216 | 91,089,069 | 244 | 102,698,318 |
| 家　族　出　産　費 | 77 | 32,972,847 | 65 | 27,203,842 | 76 | 32,269,494 |
| 埋　　　葬　　　料 | 5 | 250,000 | 5 | 250,000 | 9 | 450,000 |
| 家　族　埋　葬　料 | 7 | 350,000 | 5 | 250,000 | 4 | 200,000 |
| 傷　病　手　当　金 | 471 | 89,626,814 | 332 | 61,089,847 | 388 | 66,334,788 |
| 出　産　手　当　金 | 9 | 1,509,167 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 休　業　手　当　金 | 1 | 56,825 | 6 | 128,625 | 1 | 10,000 |
| 育児休業手当金（休業中） | 1,130 | 192,138,131 | 1,206 | 205,790,727 | 1,384 | 229,769,593 |
| 育児休業手当金（復職後） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 26 | 2,866,856 | 32 | 3,631,718 | 26 | 1,881,597 |
|  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 災　害　見　舞　金 | 0 | 0 | 6 | 2,315,000 | 2 | 545,000 |
| 計 | 295,105 | 3,459,245,258 | 299,419 | 3,481,176,467 | 304,189 | 3,571,047,624 |

（附 加 給 付 等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  年　度区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 件　数 | 支給額 (円) | 件　数 | 支給額 (円) | 件　数 | 支給額 (円) |
|  | 554 | 23,916,217 | 430 | 17,216,773 | 463 | 20,801,890 |
| 家族訪問看護療養費附加金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 75 | 18,104,390 | 69 | 14,025,360 | 54 | 11,871,942 |
|  | - | - | - | - | - | - |
|  | - | - | - | - | - | - |
|  | - | - | - | - | - | - |
|  | 231 | 6,930,000 | 211 | 6,330,000 | 238 | 7,140,000 |
| 家族出産附加金 | 68 | 2,010,000 | 45 | 1,350,000 | 56 | 1,680,000 |
| 計 | 928 | 50,960,607 | 755 | 38,922,133 | 811 | 41,493,832 |
|  | 1,166 | 42,025,800 | 1,209 | 45,126,700 | 1,238 | 44,765,300 |
| 　合　　計 | 297,199 | 3,552,231,665 | 301,382 | 3,565,225,300 | 306,238 | 3,657,306,756 |

■保健事業

職員の福利厚生の充実を図るため、民間の福利厚生業者から福利厚生事業の提供を受ける制度を実施し、利用向上を図った。その状況は、次のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 宿泊（国内） | 29,342名 | 19,540名 | 17,100名 |
| 宿泊（国外） | 85名 | 162名 | 3名 |
| スポーツ施設 | 36,889名 | 36,599名 | 28,904名 |
| その他 | 79,944名 | 116,405名 | 140,029名 |
| 合　　　計 | 126,260名 | 172,706名 | 186,036名 |

また、健康管理事業としては、３５歳以上５４歳以下の希望者から抽選により人間ドックを実施した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|  | 希望者数 | 5,144名 | 5,092名 | 5,084名 |
| 助成人数 | 4,308名 | 4,305名 | 4,311名 |

加えて、平成２５年度より５５歳以上の希望者に対し、事業主の行う一般定期健康診断の受診を前提とし、希望者全員が受診可能な人間ドックを実施した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 55セルフドック | 希望者数 | 968名 | 1,021名 | 1,129名 |
| 助成人数 | 942名 | 1,000名 | 1,102名 |

■貸付事業

組合員の臨時の支出に対する貸付として、普通貸付、特別貸付、災害貸付、住宅確保のため及び住宅の災害のための住宅貸付及び住宅災害貸付を行っているが、その貸付状況は次のとおりである。

 (上段：利用件数　下段：貸付金額)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|  | 25件36,470千円 | 31件33,760千円 | 24件30,160千円 |
|  | 30件19,580千円 | 37件31,860千円 | 38件30,630千円 |
|  | 0件0千円 | 0件0千円 | 0件0千円 |
|  | 0件0千円 | 1件1,620千円 | 1件700千円 |
|  | 6件33,300千円 | 6件35,550千円 | 6件36,800千円 |
|  | 0件0千円 | 0件0千円 | 0件0千円 |
| 出　産　貸　付 | 0件0千円 | 0件0千円 | 0件0千円 |
| 合　　　　　計 | 61件89,350千円 | 75件102,790千円 | 69件98,290千円 |

**２　共済制度に対する負担金**

職員の相互救済を目的とした地方職員共済組合に対し、次のとおり負担金を支出した。

1. 地方職員共済組合に対する負担金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 執　行　額 | 13,934,104,942円 | 13,072,021,708円 | 12,812,384,079円 |

1. 負　担　金　率

負担金率については、「１　地方職員共済組合に関する事務」中、(2)組織及び運営の「■掛金及び負担金」の項を参照。

**３　手当認定業務**

（１）扶養手当、住居手当の認定に関する事務

総務サービス事業開始に伴い、本庁及び出先機関に勤務する職員（府立学校及び警察部局を除く）の扶養手当、住居手当の認定について、総務サービス課にて集中管理するとともに、毎月その事務処理を行っている。

なお、手当の認定件数は次のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 扶養手当 | ７０１件 | ６７６件 | ７２２件 |
| 住居手当 | ７８９件 | ７７７件 | ８３２件 |

（２）児童手当の認定及び支給に関する事務

職員に対する児童手当（特例給付含む）の認定及び支給事務については、総務事務システムにおいて行い、児童手当法に基づき６月、１０月、２月に、それぞれの前月までの分を定期支給等した。

本府（警察職員・府費負担教職員を除く）における令和元年度中の児童手当の支給状況は次のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　根 拠 法 | 児童手当法 | 参 考 |
| 種　　別 | 支給額 | 対象児童数（R2.2月） |
| 0歳から3歳未満 | (円) |  (人)479 |
| 86,760,000 |
| 3歳以上小学校修了前 | 217,075,000 | 1,827 |
| 小学校修了後中学校修了前 | 77,915,000 | 700 |
| 計 | 381,750,000 | 3,006 |

※　学校総務サービス課で認定されたものは除く。

（３）地方職員共済組合における被扶養者の認定等に関する事務

総務サービス事業開始に伴い、総務サービス課に認定権限の集中化を図り、地共済被扶養者認定及び給与条例に基づく扶養認定に必要な証明書類の一元化を図るなどワンストップサービスを行い、地共済組合における被扶養者の認定事務を行った。また、組合員証及び組合員被扶養者証等を発行した。

併せて、地共済組合員の被扶養者として認定されている配偶者については、国民年金第3号被保険者資格を有するため、組合員から提出された資格取得届等を社会保険事務所へ提出するなど連絡調整事務を行った。

　　なお、それぞれの処理件数は次のとおりである。

■被扶養者の認定及び国民年金第３号被保険者の届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 令和元年度 |
| 被扶養者認定 | ２，０１５件 | １，６５４件 | １，６６７件 |
| 国民年金第３号被保険者の届出 | 　　３３６件 | 　　３１７件 | 　　３１４件 |

（４）総務事務システムの管理

人事給与関連業務に関わる次のシステムについて関係機関との調整及び管理業務を行った。

また、システムの操作性の検証や制度改正等に伴う必要な改修を行うため関係機関との調整を行った。

1. 手当システム（扶養手当・住居手当・通勤手当・児童手当）
2. 共済互助システム（資格関係）

参考

　　○平成26年4月1日より、手当認定グループと給与支給グループを統合。

　　　（新名称：給与・認定グループ）

　　○平成26年4月1日より、給与・認定グループの短期給付（医療給付を除く）業務を、福利厚生グループに移管。

　　○平成27年4月1日より、給与・認定グループの扶養手当の認定に関する事務、並びに地方職員共済組合被扶養者認定及び国民年金第３号被保険者資格取得に関する事務を、福利厚生グループに移管。

　　○平成29年4月1日より、認定グループを新設し、扶養手当及び住居手当の認定に関する事務、児童手当の認定及び支給に関する事務、並びに地方職員共済組合被扶養者の認定、及び国民年金第３号被保険者資格取得に関する事務等を実施。

　　〇平成30年4月1日より、認定グループと福利厚生グループを統合。

　　　（新名称：福利厚生・認定グループ）